



平成 25 年 6 月 14 日

各 位

会 社 名	株式会社クロニクル
代 表 者 名	代表取締役社長 堀 達 夫 (JASDAQ・コード 9822)
問合せ先役職・氏 名	常務取締役経営企画本部長 久保田 峰夫
電 話	03-5733-0641 (代 表)

一時会計監査人の辞任に関するお知らせ

当社は、当社の一時会計監査人であります平河町公認会計士共同事務所との監査契約の解除について、本日合意いたしました。また、今後の一時会計監査人の選任につきましては未定であります。

記

1. 辞任の決定又は辞任に至った理由及び経緯

当社は、平成25年4月5日付「会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、一時会計監査人として平河町公認会計士共同事務所を選任し、当社の過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び平成25年9月期第2四半期報告書の提出に向けての監査を依頼しておりました。

しかしながら、本日別途開示いたしております「平成25年9月期第2四半期報告書の平成25年6月14日までの提出断念及び当社株式の上場廃止の見込みについて」にてお知らせいたしましたとおり、本日時点において過去の修正箇所に対する訂正の結果を示すことができないため、一時会計監査人より過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び平成25年9月期第2四半期報告書についての意見を得ることが出来ず、当該監査が未了となっております。

当社グループ内における棚卸資産の残高について、確認を要する事象が発生し、確認作業及びそれに伴う売上処理についても精査を行っている状況下で当該棚卸資産の最終的な状況の確認及び、売上計上の適正な処理かつ合理的な会計処理を導くための十分な情報の確認・検証が完了出来ず、過去における当該取引の妥当性の検証を行うことが困難な状況の中、さらに平成25年5月27日付「当社子会社役員による不正の発覚について」にて開示いたしましたとおり、当社子会社役員が顧客より預かった宝飾品(高級時計)を私的に流用していたことが判明し、警視庁に自首しました。その後、当該子会社取締役は逮捕となる事件が発生しました。

当該不祥事に関して現在捜査中であるものの、平成25年9月期中における会計処理の検証は可能となりましたが、過去における当該取引の妥当性の検証が極めて困難であり、現在の状況では、

会計監査人より一定の妥当性に対する心証を得ることが難しく、また棚卸資産及び売上計上の精査並びに当該事件を含めた第三者委員会の組成を行い、検証を行う資金の確保及び時間的猶予もない状態となり監査未了となってしまいました。

なお、平成25年9月期第2四半期の決算数値を確定させるためには、平成25年9月期第2四半期期首の残高を確定する必要があるのですが、上記の理由等により、平成25年9月期第2四半期期首の残高を確定させることができませんでした。

上記の経緯から本日、一時的会計監査人と協議した結果、辞任の申し出があり、当社としましても了承し、一時的会計監査人との監査及び四半期レビュー契約を合意解除することといたしました。

そのため当社は、会計監査人が不在となる状態となりますが、現在のところ後任の一時的会計監査人の選任につきましては未定であります。

2. 辞任する一時的会計監査人の名称及び事務所所在地等

名称 平河町公認会計士共同事務所

所在地（主たる事務所）東京都北区上十条三丁目5番14号

業務執行社員の氏名

公認会計士 森浩彰

公認会計士 瀧元一

3. 就任する一時的会計監査人の名称及び事務所所在地等

未定

4. 異動年月日 平成25年6月14日

5. 辞任する一時的会計監査人の直近における就任日 平成25年4月5日就任

6. 辞任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

7. 1の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する一時的会計監査人の意見等

特段の意見はない旨の回答を得ております。

8. 退任する会計監査人が7の意見を表明しない理由及び当社が退任する会計監査人に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

以上